

消防団のしおり



鯖江・丹生消防協会

目 次

第 1 章 消防団の概要

1. 消防団の設置および管轄区域
2. 消防団員の定数
3. 消防団員の種類
4. 消防団の任務
- ； P 5. 消防団員の任用
6. 消防団員の服務規律
7. 消防団員の被服等貸与品
8. 消防団の階級および階級章
9. 消防団員の権限
- 1 0. 消防団の組織図

第 2 章 消防団の身分・処遇

1. 消防団員の身分
2. 消防団員の処遇
3. 消防団員の表彰

第 3 章 消防団員の福利厚生

1. 準中型自動車運転免許等取得費補助金交付
2. 消防団員サポート事業

第 4 章 現場活動

1. 災害発生時の出動指令と情報提供の連絡について
2. 緊急走行について
3. 緊急出動要領
4. 無線機取り扱いおよび無線交信要領

第 5 章 その他

1. 各分団の管轄区域
2. 主な消防団行事
3. 訓練礼式

第1章 消防団の概要

1. 消防団の設置および管轄区域

消防団は、条例に基づいて設置されています。鯖江・丹生消防組合では、設置、名称及び区域が次のとおり定められています。

名 称	管 轄 区 域
鯖江消防団	鯖江市一円
越前消防団	越前町一円

2. 消防団員の定数

団員の条例定数は次のとおり定められています。

鯖江消防団 2 4 0 人

越前消防団 4 0 7 人

3. 消防団員の種類

消防団員の種類は次のとおりです。

- (1) 基本団員 ・ ・ ・ ・ 機能別団員以外の団員をいう。
- (2) 機能別団員 ・ ・ ・ 管理者が定める特定の役割または活動に限り従事する団員をいう。

4. 消防団の任務

消防とは火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動、さらには事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動をいいます。消防団の主な業務は次のとおりです。

- (1) 火災の鎮圧に関する業務
- (2) 火災の予防、警戒に関する業務
- (3) 救助に関する業務
- (4) 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務
- (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務
- (6) 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務
- (7) 消防団庶務の処理等の業務
- (8) その他、地域の事情に応じて、特に必要とされる業務

5. 消防団員の任用

団員の任用については、次の通り定められています。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務しまたは在学する者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

6. 消防団員の服務規律

団員の服務については次の通り定められています。

- (1) 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害を知ったときは、あらかじめ指定するところに直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。
- (2) 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。
- (3) 分限・懲戒の処分もある。

ア 分限

団長は団員が次のいずれかに該当する場合においては、その意に反してこれを後任し、又は免職することが出来ます。

- ①勤務成績が良くない場合
- ②心身の故障のため、職務の遂行に支障が有り、又はこれに堪えない場合
- ③団員に必要な適格性を欠く場合
- ④定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

イ 懲戒

団長は、団員が次のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることが出来ます。

- ①消防に関する法令、条例または規則に違反した場合
- ②職務上の義務に違反し、又は、職務を怠った場合
- ③団員としてふさわしくない非行があった場合

7. 消防団員の被服等貸与品

団員に下記の被服が貸与されます。

なお、退団された場合、貸与品はすべて返納となり、インターネット販売等の販売及び悪用は禁止されています。

制服上下	活動服上下	保安帽
制帽	アポロキャップ	雨衣
ネクタイ	ゴム半長靴	
制服用階級章	活動服用階級章	盛夏服（分団長以上）
制服用ベルト	活動服用ベルト	盛夏帽（分団長以上）

8. 消防団員の階級および階級章

消防団員は、消火活動等において、部隊活動を取り厳格な指揮系統のもとで活動する必要があるため、下記の表のとおり、階級が定められています。



消 防 団 員			
階 級 章 金属(差込式・ピン式) 布(マジック式) 樹脂製	制帽周章	略帽周章	制服袖章
団 長			
副 団 長			
分 団 長			
副 分 団 長			
班 長			
団 員			

9. 消防団員の権限

団員として次の通りの権限があります。

(1) 立入検査

消防長又は消防署長は、火災予防のために特に必要があるときは、消防対象物に期日および期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、構造、設備、管理の状況等の検査および関係者に対する質問をさせることができます。

(消防法第4条の2第1項)

(2) 情報提供

火災の現場においては、消防団員は、消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、消火、延焼の防止又は人命救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができます。

(消防法第25条第3項)

(3) 優先通行権及び緊急通行権

ア 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車や歩行者は道路を譲らなければなりません。

(消防法第26条第1項)

イ 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空き地等を通行することができます。

(消防法第27条)

(4) 消防警戒区域の設定

火災現場においては、消防団員は消防警戒区域設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じたり、その区域の出入りの禁止、制限をすることができます。

(消防法第28条第1項)

(5) 緊急措置権

ア 消防団員は、消火、延焼の防止又は人命救助の必要があるときは、消防対象物やその土地を使用、処分し、又は使用を制限することができます。

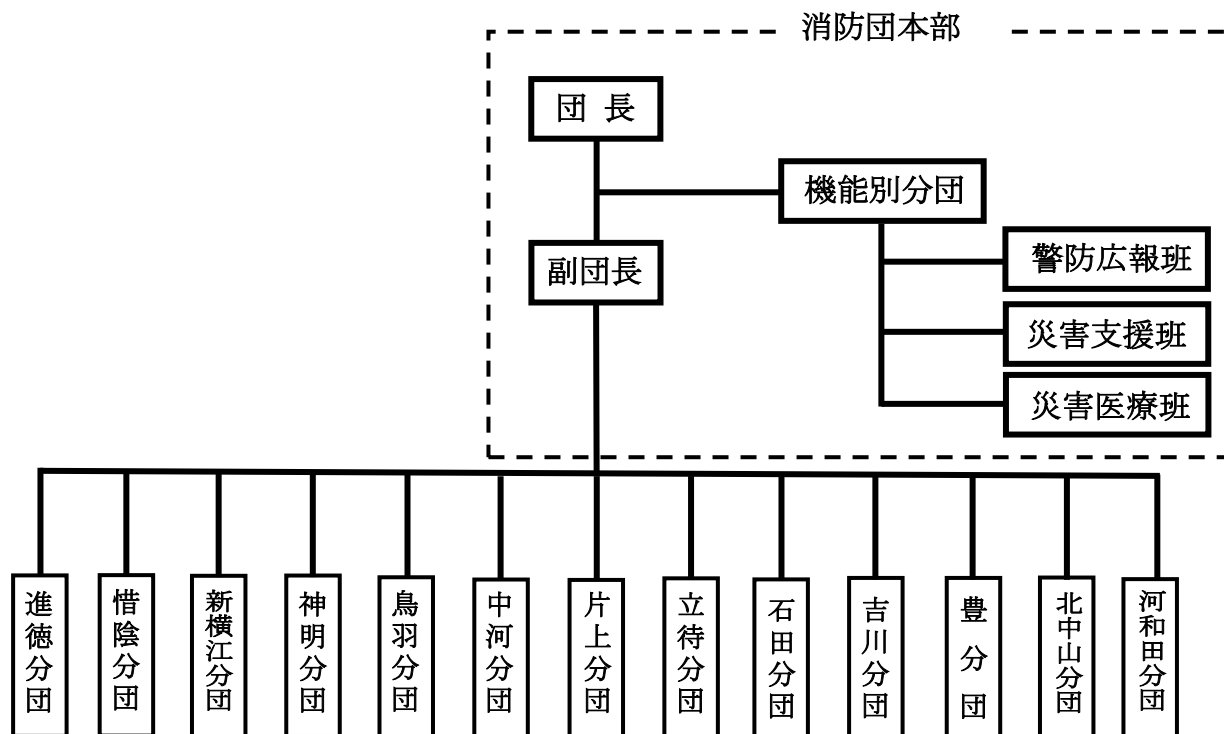
(消防法第29条第1項)

イ 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助その他の消防作業に従事させることができます。

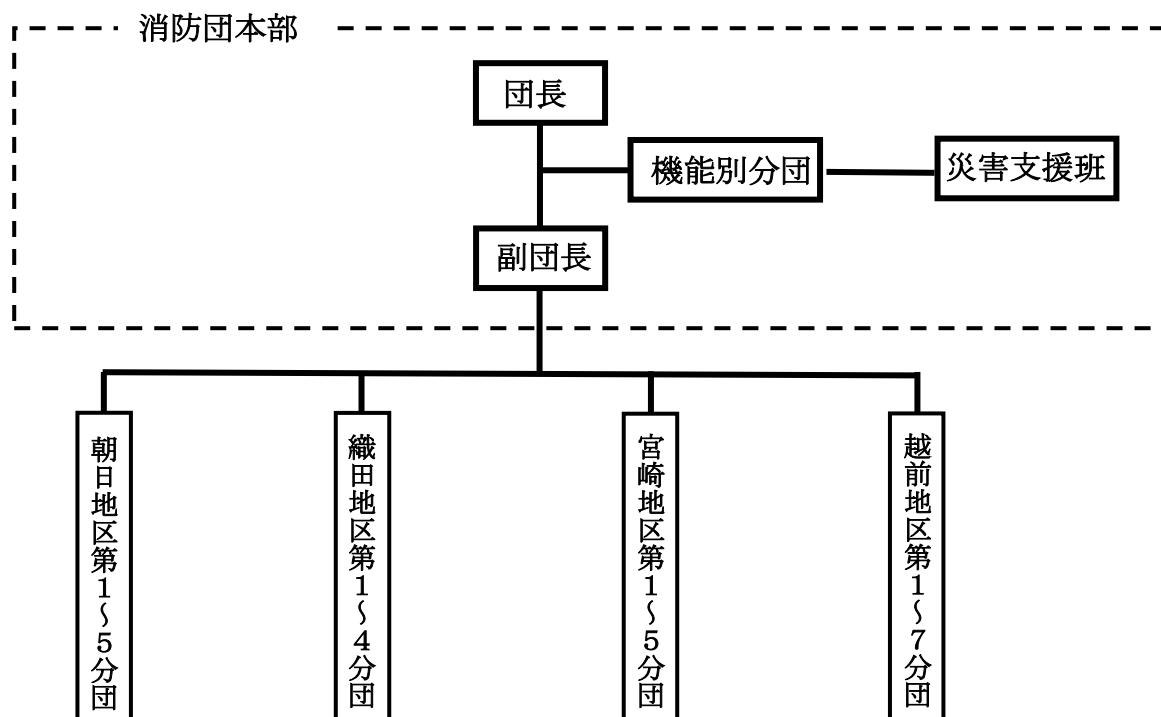
(消防法第29条第5項)

10. 消防団の組織図

【鯖江消防団】



【越前消防団】



第2章 消防団員の身分・処遇等

1. 消防団員の身分

消防団員は、それぞれ職業を持つがたわら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。

(地方公務員法第3条第3項)

2. 消防団員の処遇

(1) 消防団員報酬等

消防団員には、区分に応じて表1の年額報酬と出動報酬が支給されます。

表1

年額報酬	区分		金額
	団長		90,000円
	副団長		70,000円
	分団長		50,500円
	副分団長		45,500円
	班長		37,000円
	団員		36,500円
	団員（機能別分団災害支援班および災害医療班）		5,000円
出動報酬	区分	基礎	金額
	災害 (水火災・地震等)	1日3時間以内の活動	3,000円
		1日3時間を超え4時間以内の活動	4,000円
		1日4時間を超え5時間以内の活動	5,000円
		1日5時間を超え6時間以内の活動	6,000円
		1日6時間を超え7時間以内の活動	7,000円
		1日7時間を超える活動	8,000円
	警戒、訓練等	1回	2,500円

(2) 退職報償金

消防団員が退職するときは、表2のとおり退職金が支給されます。

表2

(単位：千円)

階級	勤続年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

(3) 公務災害補償

消防団員が公務上の災害を受けた場合に、市町村が被災した団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の救済等を図るものです。

この場合の「公務上の災害」とは、消防団員が消火・訓練等の消防団活動などで被った負傷、疾病、傷害又は死亡の身体的損害をいいます。

(4) 福祉共済事業

福井共済事業とは、消防団員等の相互扶助による共済制度で、公費負担によりすべての消防団員が加入しています。

公務による保証はもちろん、公務外での入院、障害、死亡も補償されます。

*条件により共済金が支払われない場合がありますので、消防団事務局に問い合わせてください。

3. 消防団員の表彰

一定の期間以上勤続して地域の消防防災に貢献した団員や、特に功労があった団員に対して表彰が行われます。

主な表彰

消防団長表彰、消防協会長表彰、県知事表彰、県消防協会長表彰、
日本消防協会長表彰、消防庁長官表彰

第3章 消防団員の福利厚生

1. 準中型自動車運転免許等取得費補助金交付 (情勢により変更になる可能性があります。)

消防団活動の安定的な運営を図るため、消防車両の運転に必要な自動車運転免許取得に関して補助制度があります。

(1) 補助要件 ※下記の①～④全てに該当する団員

- ①準中型免許を取得してから5年以上消防団に在籍してくれると確約できる者
- ②分団長の推薦する者
- ③市町民税を滞納していない者
- ④この要綱による補助金の交付を受けていない者

※申請に関しては、消防署庶務課または丹生分署にお問い合わせ下さい。

(2) 補助金対象経費

教習所において免許取得に要する入学金、教習料、審査料、適性検査料、卒業検定料その他管理者が認めた経費

(教習所の定める規定時間を超えた教習の経費は含めない)

※免許を所有していない団員の免許取得経費が補助されるものではない。

(3) 補助対象者・補助金限度額

下記の表のとおり補助対象者および補助限度額を定めています。

現在所有免許	MT/AT	補助限度額	補助対象者	最終取得免許
中型免許 (8 t 限定) 準中型免許 (5 t 限定)	A T	32,000 円	A T 限定解除しようとするもの	中型免許 (8 t 限定) MT 準中型免許 (5 t 限定) MT
準中型免許 (5 t 限定)	M T	35,000 円	車両総重量 5 t 以上の消防車両を有する分団所属	準中型免許 M T
準中型免許 (5 t 限定)	A T	49,000 円	車両総重量 5 t 以上の消防車両を有する分団所属	準中型免許 M T
普通免許	M T	76,000 円	車両総重量 3.5 t 以上の消防車両を有する分団所属	準中型免許 M T
普通免許	A T	90,000 円	車両総重量 3.5 t 以上の消防車両を有する分団所属	準中型免許 M T

2. 消防団員サポート事業

消防団員サポート事業は、県内の消防団に所属する消防団員に、一定のサービス等の優遇措置をサポート店から提供いただき、消防団員の確保につなげる取り組みです。

(1) 対象者

消防団員

※店舗によっては、家族や同伴者もサービスを受けられる場合があります。

(2) 優遇措置内容

- ・ 利用料金の割引
- ・ 飲食時にドリンクサービス等



〈 消防団員カード 〉



〈 消防団応援ステッカー 〉

※ 消防団員が、消防団員カードを応援の店ステッカーが貼られている登録店舗に提示すると、それぞれの店舗ごとにサービスの提供を受けることができます。



※詳細は上記の二次元コードを読み込んでご確認ください。

第4章 現場活動

1. 災害発生時の出動指令と情報提供の連絡について

(1) 災害発生時の連絡（出動指令）

ア. 電話による連絡

指令台から自動的に団長、副団長、各分団長に火災発生のお知らせが携帯または自宅電話に次の内容が音声で届きます。

例)『鯖江本部から火災発生のお知らせです。ただいま〇〇〇で〇〇火災が発生しました。』

イ. メールによる連絡

指令台から自動的に団長、副団長および**出動する分団長、団員**に、メールが届きます。

例) 災害発生連絡

鯖江・丹生消防組合から災害発生のお知らせです。【発生日時・場所】付近【〇〇火災】が発生しました。

鯖江・丹生消防組合

(2) 災害情報の提供（メール）

自動による出動指令以降は、情報提供として情報管制課が手動にて『メール』の送信をします。災害対応が優先となりますので、配信が若干遅くなったり、送信できない場合があります。

情報提供は、情報管制課員が手動にて鯖江消防団、越前消防団全団員に『メール』を送信します。出動する分団名、災害概要等が入力されます。

例) 火災情報

火災情報連絡

【発生日時・火災種別・発生町名・出動車両】

鯖江・丹生消防組合 災害情報メール

例) 火災情報

火災鎮圧・鎮火

鯖江・丹生消防組合からのお知らせです。〇〇付近で発生した（種別）火災は（日時）・鎮圧・鎮火しました。

鯖江・丹生消防組合 災害情報メール

2. 緊急走行について

(1) 緊急自動車

緊急自動車は、その業務内容が特殊なため、法令規定の上で、通行方法などについてかなり「優先的、特別的な扱いを受ける」が、その反面「資格、要件、注意義務、違法性阻却事由など」について、かなりの制約が設けられています。「みんなが譲ってくれるので、何でもできる。」と思うのは誤りで、自らに与えられた権利と制約を理解し実践していかなければ正しい緊急自動車の運転は望めないばかりか、万が一事故を起こした場合の責任は重くなります。

(2) 緊急自動車の運転手

緊急自動車の運転手として免許要件は、四輪自動車の場合、大型、中型、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間が通算して「3年以上」
(普通自動車の緊急自動車は2年以上) 必要となります。

(3) 緊急走行とは

緊急用務のため運転中は、他の交通車両に優先して道路を通行することができ、また通行区分などの交通規制の一部が適用除外になります。

ア. 走行について

赤色の警光灯を点滅させ、サイレンを鳴らして走行しなければなりません。

(前照灯を日中でも上向きに点灯することが推奨される。)

※夜間は、対向車に注意すること。

イ. 優先について

交差点において、緊急自動車が接近してきたときは、車両は交差点を避け、道路の左側によって一時停止しなければならない。

交差点以外の一般道路で緊急自動車が接近してきたときも、車両は道路の左側によって一時停止しなければならない。

ウ. 右側通行について

追い越しをするため、その他やむを得ない必要があるときは、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

(はみ出して通行する場合は、はみ出す際に方向指示器を必ず出す。戻る場合も同様。)

エ. 停止義務について

赤信号で交差点に進入する時は必ず一旦停止し、安全を確認し徐行で通過すること。

オ. 最高速度

緊急走行の一般道路での法定最高速度は、「80 km/h」です。

<参考法令>・消防法・道路交通法

3. 緊急出動要領

(1) 出動時

車庫のシャッターが完全に開いているのを確認し、赤色灯、サイレンを鳴らし、道路際まで徐行する。その後、周囲の確認を同乗者全員で行い、安全確認後、出動する。

(2) 交差点進入時

必ず徐行しながら進入し、交差点手前で必ず一旦停止する。

運転者および同乗者で左右の安全確認を行い、安全呼称しながら通過する。

(3) 渋滞時の走行

安全を確認しながら、無理に追い越しをせず、車の流れに合わせて走行する。
また、拡声器やサイレンを活用し、協力を促す。

(4) 現場到着時

サイレン停止およびハザードランプを点灯し、原則道路の左端に停車する。

サイドブレーキを引き、車輪止めを設定する。

車両から下車する時は、周囲を確認し、ドアを開放する。

(5) 現場引揚時

使用資器材の点検、確認を行い、確実に車両に収納、固定する。

各分団車庫へ戻るまでは、気を緩めず安全運転を心掛ける。

【注意事項】

交通事故を起こしてしまった場合は、被害者の救護、道路上の危険防止、警察への連絡等を行う。また、事故の規模に関わらず、警察および消防署へ連絡すること。

4. 無線機取り扱いおよび無線交信要領

消防団（車載）無線機取扱いを次のように定めています。また、取扱いについては鯖江・丹生消防組合消防通信規程および鯖江・丹生消防組合消防通信運用要綱を準用するものとします。

(1) 無線局 規程第15・16条

消防団（車載）無線機はデジタル無線機本体、受話器（車内、車外）、アンテナで構成する。なお、活動波1は常備消防も使用しており細心の注意を払うものとする。

(2) 無線局の開局 規程第17条

災害出動および通常業務時に無線を使用する。

※火災時は最初に重要情報を交信する為、開局の交信はしない。

消防団の使用する無線局の呼び出しについては次のとおりとする。

鯖江消防団

例 『進徳分団』は『進徳分団1』とする。

越前消防団

例 『朝日地区第1分団』は『朝日分団1』とする。

(3) 無線運用および通信統制 規程第18・19条

無線局は最良の状態にし、他の無線局が交信中でないことを確かめてから交信をすること。また、基地局から通信統制があったときは、直ちに送信を停止すること。なお、送信時間は原則20秒を超えてはならない。

(4) 無線交信要領

ア. 通常業務の場合

例) 「朝日分団1から鯖江本部。朝日分団1は巡ら警戒のため、無線開局。」

「朝日分団1から鯖江本部。朝日分団1無線閉局。」

イ. 非常通信の発信および受信をした場合

・ 発信する場合

例) 『至急、至急。〇〇分団1から鯖江本部。』と鯖江本部を呼び出し、要件を伝えること。

・ 受信する場合

例) 『至急、至急。』と無線を受信した場合は、無線内容の把握に努めること。

(5) 注意事項

ア. 常備車両と同じ周波数を使用しているため、鯖江本部（基地局）から通信統制があり、交信不能になるおそれがあります。また、他の無線局が交信中でないことを確かめてから交信を行うこと。

イ. その他通信を行う場合は、緊急度および重要な情報等を見極めて行うものとする。（緊急時以外は使用を避けること。）

ウ. 無線で受信した情報については個人情報の流出もあるため、災害時の情報の取扱いには細心の注意を払うものとする。

エ. 当消防組合では基本を応用し自局を告げてから相手局を呼出す方法とする。

第5章 その他

1. 各分団の管轄区域

鯖江消防団

名 称	管 轄 区 域
進徳分団	本町1、2、3、4丁目 旭町1、2、3、4丁目 柳町1、2、3、4丁目 桜町1、2、3丁目 長泉寺町1、2丁目 小黒町1、2、3丁目 西山町 有定町1、2、3丁目 長泉寺町
惜陰分団	横江町1、2丁目 日の出町 深江町 屋形町 舟津町1、2、3、4、5丁目 住吉町1、2、3丁目 宮前1、2丁目 上鯖江1、2丁目
新横江分団	横越町 新町 下新庄町 定次町 五郎丸町 新横江1、2丁目 東鯖江1、2、3、4丁目
神明分団	水落町1、2、3、4丁目 北野町1、2丁目 神明町1、2、3丁目 三六町1、2丁目 幸町1、2丁目 田所町 神中町1、2、3丁目 北野町 水落町 糺町（みどり町内会）
鳥羽分団	神明町4、5丁目 丸山町1、2、4丁目 鳥羽町 東米岡1丁目 鳥羽1、2、3丁目 つつじヶ丘町 御幸町1、2、3、4丁目
中河分団	中野町 上河端町 舟枝町 橋立町 下河端町 青葉町
片上分団	吉谷町 四方谷町 南井町 大野町 大正寺町 別所町 乙坂今北町
立待分団	吉江町 米岡町 入町 西番町 杉本町 糺町 東米岡町2丁目 丸山町3丁目 三尾野出作町
石田分団	石田上町 石田中町 石田下町
吉川分団	川去町 西大井町 田村町 持明寺町 冬島町 二丁掛町 吉田町 大倉町 小泉町 平井町 熊田町
豊分団	下野田町 和田町 石生谷町 漆原町 上野田町 上氏家町 下氏家町 下司町 鳥井町 当田町
北中山分団	松成町 落井町 磯部町 戸口町 中戸口町 上戸口町 川島町
河和田分団	別司町 河和田町 勘生田町 片山町 西袋町 金谷町 寺中町 北中町 東清水町 尾花町 沢町 上河内町
機能別分団	市内全域

越前消防団

名 称	管 轄 区 域
朝日地区 1 分団	西田中 内郡 東内郡 朝日 上川去 春日
朝日地区 2 分団	気比庄 新庄 田中 市 乙坂 栃川 宮ノ西団地 天王 天寶 宝泉寺
朝日地区 3 分団	岩開 佐々生 宇田
朝日地区 4 分団	金谷 青野 頭谷 茱原 境野
朝日地区 5 分団	横山 牛越 野末 大畑 小倉 葛野 野田 下糸生 上糸生 脇 大 谷寺 中野 大玉 清水 森 杖立 小川 真木 天谷 東二ッ谷

名 称	管 轄 区 域
織田地区 1 分団	鎌坂 北 辻 高橋 杉の花 市場 堤 上戸
織田地区 2 分団	東 馬場 寺家 上野 平等 下河原 矢倉
織田地区 3 分団	中 大王丸 三崎 打越 四ツ杉 下山中 上山中
織田地区 4 分団	細野 岩倉 笹川 桜谷 山田 赤井谷 入尾 笈松 萩野 脇谷 丸山 西ヶ丘 沖田

名 称	管 轄 区 域
越前地区 1 分団	米ノ 午房ヶ平 六呂師
越前地区 2 分団	高佐 茂原 白浜
越前地区 3 分団	厨 道口
越前地区 4 分団	大樟 小樟

越前地区 5 分団	宿 新保 城ヶ谷
越前地区 6 分団	梅浦
越前地区 7 分団	玉川 血ヶ平 左右 梨子ヶ平

名 称	管 轄 区 域
宮崎地区 1 分団	江波 広野 蚊谷寺
宮崎地区 2 分団	小曾原 古屋 増谷 熊谷
宮崎地区 3 分団	檜津 八田新保 舟場
宮崎地区 4 分団	蟬口 大谷 宇須尾 野 上野 陶の谷 円満 寺
宮崎地区 5 分団	八田

2. 主な消防団行事

実施時期	鯖江消防団	越前消防団	消防協会
4 月	普通教育	普通教育	
5 月	水防訓練	水防訓練	消防大会
6 月	消防操法大会	消防操法大会	
7 月			県消防操法大会
8 月			
9 月	鯖江市総合防災訓練	越前町総合防災訓練	
10 月	機関科講習		
11 月		機関科講習	県消防大会
12 月	歳末特別警戒	歳末特別警戒	
1 月	鯖江市消防出初式	越前消防団出初式	
2 月			
3 月	林野火災防ぎょ訓練		

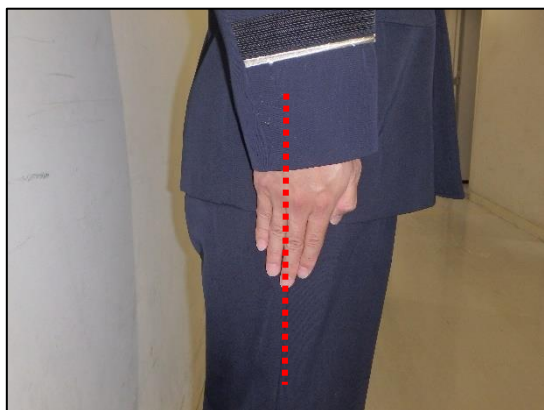
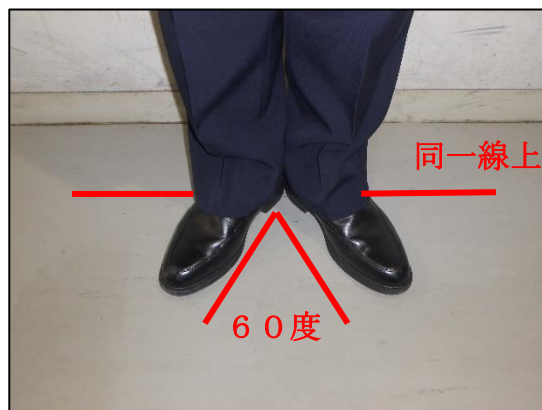
3. 訓練礼式

【基本の姿勢】

隊員の動作において基本となる姿勢であり、いかなる号令にも直ちに応じ得られるものでなければならない。

基本の姿勢をとらせるには、「気をつけ」の号令をかける。

隊員は、**両かかとを同一線上にそろえて**つけ、**両足先をおおむね60度**に開いてひとしく外に向け、ひざはまっすぐにのばし、体重をかかとと足の親指付根のふくらみに平均にかけ、上体を腰の上におちつけ、胸を張り、肩をやや後に引き一様にこれを下げ、腕は自然にたれ、手のひらをももにつけ、**指を伸ばして並べ、中指をおおむねズボンの縫目にあて**、あごを引き、頭と首をまっすぐに保ち、口を閉じ、前方を直視して目を動かさない。



○



× 指を揃える

【横隊の整頓】

横隊を整頓させるには、「右（左）へーならえ」の号令をかける。

号令で右翼分隊長及び後列一番員を除く列員が**右手を腰にあて、ひじを側方に張り、後列員は、まず正しく前方の列員に重なって距離をとり、次に頭を右へまわし右列員にならい整頓**する。

整頓が終わったときは、「直れ」の号令で、隊員は頭を正面に復し、右手をおろす。



○



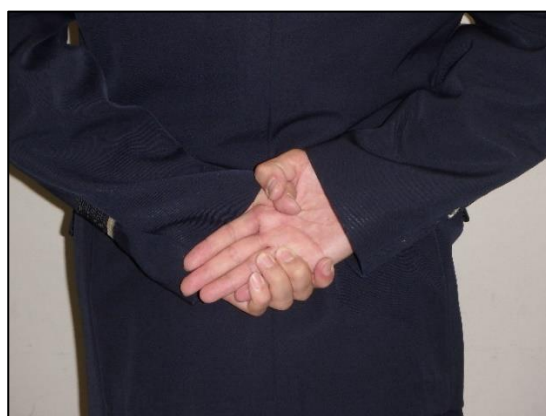
× 手首を曲げない

【休めの姿勢】

休めの姿勢をとらせるには、「整列一休み」または「休み」の号令をかける。

一時的に緊張した姿勢を緩和するために用いるもので、隊員は、「整列一休み」の号令で、**左足をおおむね25cm左へ活発に開き**、ひざを軽く伸ばし、体重を左右の足に平均にかける。**同時に手はズボンのバンド中央に重ねて組む。**

この際、手のひらは後に向けて開き、左手の親指と四指で右手の甲と四指を軽く握り、両親指を交差させる。この姿勢では、話をしたり動いたりしてはならない。



【右（左）向け】

右向けをさせるには、「右向け一右」の号令をかける。

号令で左かかとと右つまさをわずかに上げ、左足の親指付根のふくらみに力を加え、右かかとで右へ90度回る。ついで左足を活発に右足へ引き付ける。



右かかと軸（左足引き付け）

左向けをさせるには、「左向け一左」の号令をかける。

号令で右かかとと左つまさをわずかに上げ、右足の親指付根のふくらみに力を加え、左かかとで左へ90度回る。ついで右足を活発に左足へ引き付ける。



左かかと軸（右足引き付け）

【後ろ向き】

後ろ向きをさせるには、「まわれ一右」の号令をかける。

号令で、**体重が前に残らぬように右足先を左かかとより、おおむね 5 c m 離れるよう後方に引き、体重をかけた両かかとを軸にして 1 8 0 度右にまわり、右かかとを活発に左かかたとに引きつける。**



右足先を左かかとより、5 c m 後方へ引く



両かかと軸に 180 度 右回転
右かかと引き付け

【敬礼動作】

挙手注目の敬礼は、受礼者に向つて姿勢を正し、右手をあげ、指を接してのぼし、ひとさし指と中指とを帽子の前ひさしの右端にあて、手のひらを少し外方に向け、ひじを肩の方向にほぼその高さにあげ、受礼者に注目して行なう。

1 5 度の敬礼は、上体をおおむね 1 5 度前に傾けて行なう。帽子を持っているときは、右手に前ひさしをつまみ、内部をももに向けて垂直にさげ、左手は、ももにつけてたれるものとする。

かしら右（中）又は注目の敬礼の場合、指揮者は上体を受礼者に向け、挙手注目の敬礼を行ない、隊員は注目して行なう。ただし、頭を向ける角度は、おおむね 45 度を限度とする。



挙手注目の敬礼（着帽時）



15度の敬礼（脱帽時）



○



× 手首を曲げない

鯖江・丹生消防組合公式

ホームページ http://www.fd-sabaenyu.jp/	
 Facebook	
 Instagram	
 Twitter	

【消防団事務局連絡先】

鯖江・丹生消防組合消防署 庶務課

電話 0778-54-9113（直通）

FAX 0778-51-8383

丹生分署

電話 0778-36-0119

FAX 0778-36-0119

令和5年4月作成